

自動車リサイクル法
(使用済自動車の再資源化等に関する法律)

破 碎 業 の 手 引 き
(令和 6 年 4 月改訂)

青 森 市

目 次

第1	自動車リサイクル法の概要	
1	自動車リサイクル法の全体概要	1
2	自動車リサイクル法の対象自動車	3
3	自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係	4
4	自動車リサイクル法と旧フロン回収破壊法（カーエアコン部分）との関係	6
第2	破碎業の許可	
1	根拠法令	6
2	破碎業の許可の概要	6
(1)	破碎業者の位置付け	6
ア	許可制	6
イ	許可が必要な行為	7
ウ	許可の期間	7
エ	破碎業の許可と廃棄物処理法との関係	7
(2)	破碎業者の行為義務	8
ア	解体自動車の引取り	8
イ	解体自動車の再資源化	8
ウ	解体自動車の引渡し	8
エ	自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の引渡し	9
オ	電子マニフェストによる解体自動車、自動車破碎残さの移動報告	9
カ	標識の表示	9
3	破碎業の許可基準等	10
(1)	施設に係る基準	10
ア	解体自動車を破碎前処理又は破碎するまでの間保管するための施設	10
イ	解体自動車を破碎又は破碎前処理をするための施設	15
(ア)	破碎前処理施設	15
(イ)	破碎施設	16
ウ	自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の保管施設	16
エ	圧縮（プレス）又はせん断した後の解体自動車を保管するための施設	18
(2)	破碎業許可申請者の能力に係る基準	18
(3)	破碎業者の再資源化基準について	19
4	破碎業許可の申請手続き	21
(1)	事務処理フロー	21
(2)	申請書様式	21
(3)	申請に必要な書類の内容	22
(4)	申請書の記載要領及び注意事項等	23
(5)	申請書の提出先等	29
ア	申請書の提出先	29
イ	申請書の提出部数	29
ウ	許可申請手数料	30
第3	変更届・廃止届	
1	変更届出書の提出	30
2	変更届出書の添付書類	31
3	廃止届	32
4	届出書の提出等	32
(1)	届出書の提出先	32
(2)	届出書の提出部数	32

第1 自動車リサイクル法の概要

1 自動車リサイクル法の全体概要

ア 使用済自動車等の流れ

(ア) 「拡大生産者責任」の考え方に基づき、自動車製造業者等（輸入業者を含む）が自らが製造・輸入してきた自動車が使用済みとなった場合に、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類を引き取ってリサイクル（フロン類については破壊）を行う義務を負う。

(イ) これまで静脈インフラを担ってきた関連事業者は全て都道府県知事等の登録・許可制となり、役割分担の下、使用済自動車等の引取り・引渡し義務や一定の行為義務を負う。

イ リサイクル料金等の流れ

(ア) 自動車製造業者等（輸入業者を含む）が行うシュレッダーダスト、エアバッグ類の再資源化とフロン類の破壊に必要な費用に関しては、リサイクル料金として自動車所有者（自動車を所有する法人も含まれる）にその負担を求める。あわせて情報管理料金と資金管理料金についても自動車の所有者の負担となる。

※ 各事業者や最終所有者間での使用済自動車等の引取り・引渡しの際の対価の額については、当事者間で決定される。（本法によりシュレッダーダストの処分費用などの近年の逆有償化の主要因が解消されることになるため、リサイクルルートにおける使用済自動車等の概ね有価での流通の実現が期待される。）

(イ) リサイクル料金は予め各自動車製造業者等（輸入業者を含む）が定め、公表。これにより自動車製造業者等間の競争が生じ、リサイクル容易な自動車の設計・製造やリサイクル料金の低減が図られることを想定。不適切な料金設定に対しては国が是正を勧告・命令。

(ウ) リサイクル料金等は、自動車が不法投棄された場合の環境負荷の大きさや、収受コスト、負担感等を勘案して、自動車所有者が原則新車販売時（既販車については車検時まで）に資金管理法人（（公財）自動車リサイクル促進センター）に預託する制度。国土交通大臣等が登録・車検手続時にこれを確認。

(エ) 自動車製造業者等（輸入業者を含む）の倒産・解散による滅失等を防ぐため、リサイクル料金等は資金管理法人（（公財）自動車リサイクル促進センター）が管理し、自動車製造業者等はシュレッダーダスト等のリサイクルにあたりリサイクル料金の払渡しを請求する。

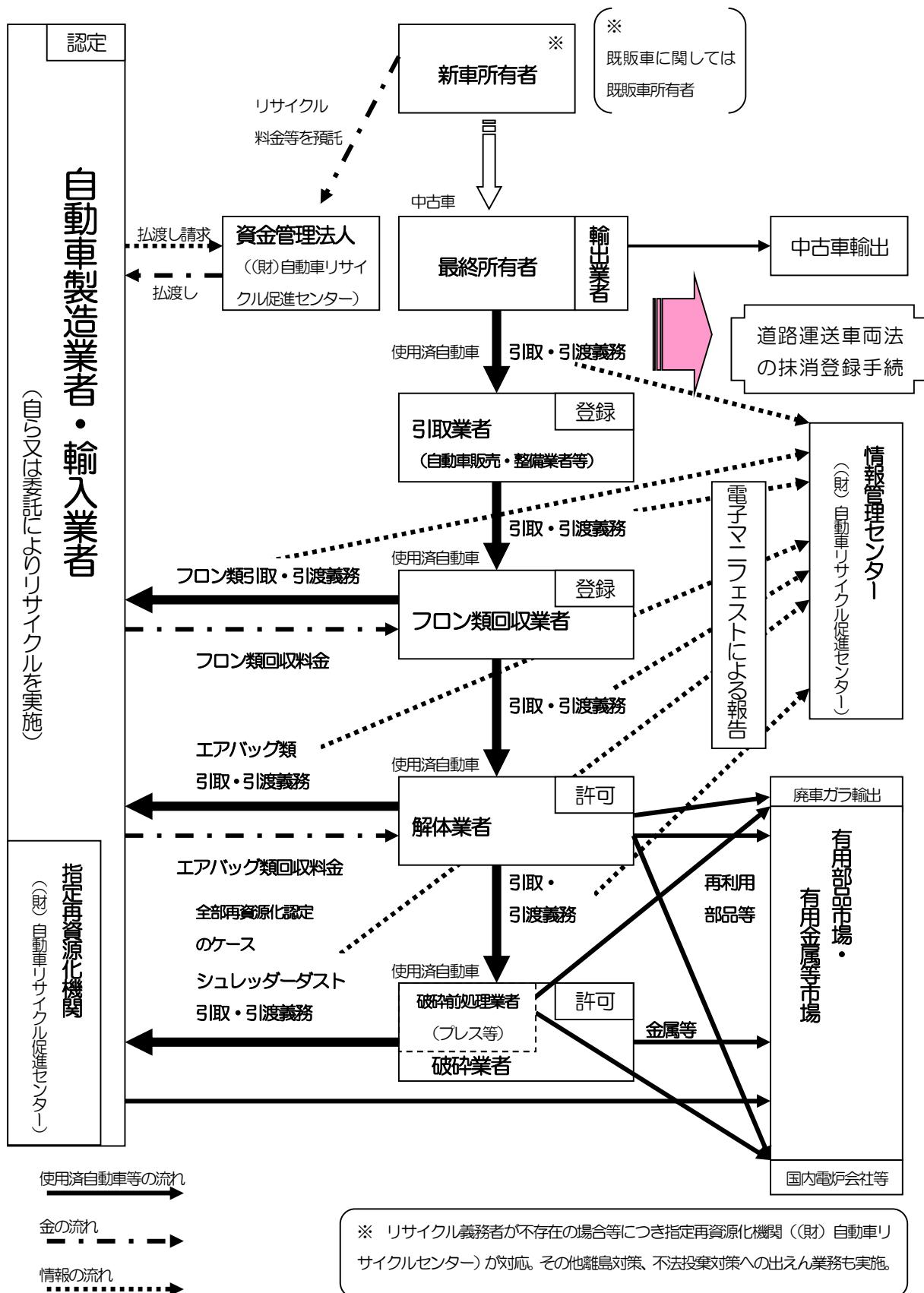
ウ 情報の流れ

(ア) 電子マニフェスト（移動報告）制度を導入し、使用済自動車等が各工程の事業者間で適切に引取り・引渡ししていることを確認できる情報管理システムを構築。

(イ) 具体的には、登録・許可を得ている各関連事業者が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際に、その旨を情報管理センター（（公財）自動車リサイクル促進センター）に原則パソコン等からインターネット上で接続して報告する制度とし、マニフェスト情報を一元的に管理。

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

(通称：自動車リサイクル法)



2 自動車リサイクル法の対象自動車

(1) 自動車リサイクル法の対象となる自動車は、次に掲げるものを除く全ての自動車（トラック・バスなどの大型車、特種自動車、ナンバープレートの付いていない構内車も含むことに留意）

＜対象外となる自動車＞

- ・被けん引車
- ・二輪車（原動機付自転車、側車付のものを含む）
- ・大型特殊自動車、小型特殊自動車
- ・その他政省令で定めるもの（農業機械、林業機械、スノーモービル、公道を走らないレース用自動車、自衛隊の装甲車、公道を走らない自動車製造業者等の試験・研究用途車、ホイール式高所作業車、無人搬送車）

(2) また、対象となる自動車のうちでも次に掲げる架装物部分については、破碎業者で処理されることが少なく、かつ載せ替えや別用途での利用などにより再利用される場合も多いとの理由から、シュレッダースト、カーエアコン用フロン類及びエアバック類に焦点をあてている自動車リサイクル法においては対象外としている。

＜対象外となる架装物＞

- ・保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置
- ・コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置
- ・土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置
- ・トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置

※ これらの架装物がキャブ付きシャシ部分と一緒に解体される場合には、架装物部分は自動車リサイクル法の外での対応ということになるため、自動車リサイクル法の登録・許可業者には法律上の引取義務はなく、シュレッダースト分のリサイクル料金の対象ともならない。

この場合、一般的な廃棄物処理法上のルール（廃棄物処理法の業の許可やマニフェスト制度等）に従って処理がなされることに留意。

(3) 自動車リサイクル法の対象となる自動車の判定一覧

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ			リサイクル法の対象
		長さ	幅	高さ	
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車				対象となる。
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）にあっては、その総排気量が2,000リットル以下のものに限る。）	4.70m以下	1.70m以下	2.00m以下	被けん引自動車を除き対象となる。
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの				二輪車を除き対象となる。
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が0.660リットル以下のものに限る。）	3.40m以下	1.48m以下	2.00m以下	被けん引自動車を除き対象外

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ			リサイクル法の対象
		長さ	幅	高さ	
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあってはその総排気量が0.250リットル以下のものに限る。）	2.50m以下	1.30m以下	2.00m以下	対象外
大型特殊自動車	一 次に掲げる自動車であって、小型特殊自動車以外のもの イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイバ、ダンパー、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 □ 農耕トラクタ、農薬用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 二 ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車				対象外
小型特殊自動車	一 前項第1号イに掲げる自動車であって、自動車の大きさが下欄に該当するもののうち最高速度15キロメートル毎時以下のもの	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	対象外
	二 前項第1号口に掲げる自動車であって、最高速度35キロメートル毎時未満のもの				対象外

3 自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係

(1) 使用済自動車等（使用済自動車、解体自動車、シュレッダースト、エアバッグ類）は、自動車リサイクル法の規定により、その金銭的価値の有無に問わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物として扱われることになる。（ただし、取り外した部品等や電炉会社等に引き渡される解体自動車（廃車ガラ）については、有価での引渡しあれば原則廃棄物にはあたらない）

自動車リサイクル法が本格的に施行された平成17年1月1日以降において、使用済自動車、解体自動車、シュレッダースト、エアバッグ類は、廃棄物処理法上の廃棄物とみなされることから、使用済自動車等の処理（積替え、保管、収集運搬、処分）については、自動車リサイクル法に別の定めがない限り、廃棄物処理法に従って行わなければならない。

平成16年12月31日までに使用済自動車として引き取られたものについても、有価性の有無にかかわらず廃棄物処理法の処理基準が適用される。

なお、使用済自動車等は廃棄物処理法上の廃棄物とみなされたとしても、有用な金属等を含むことから、当事者間において有価での流通を妨げるものではない。

(2) 自動車リサイクル法の登録・許可業者については、自らが行う引取り又は引渡しに係る使用済自動車等の運搬・処理にあたって廃棄物処理法の業の許可是不要である。

また、事業所所在地の都道府県知事等の登録・許可を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能である。

ただし、運搬・処理にあたっては廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従う必要がある。

自動車リサイクル法の登録又は許可を受けた関連事業者は、自動車リサイクル法の規定により行う自らの引取り又は引渡しに係る使用済自動車等の運搬又は処理について、廃棄物処理法の業の許可は不要である。

① 引取業者

自動車の最終所有者から使用済自動車を引き取り、又は次の工程であるフロン類回収業者若しくは解体業者に使用済自動車を引き渡す際に、自らが行う運搬に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要。

② フロン類回収業者

引取業者から使用済自動車を引き取り、又は次の工程である解体業者に使用済自動車を引き渡す際に、自らが行う運搬に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要。

③ 解体業者

引取業者若しくはフロン類回収業者から使用済自動車を引き取り、又は他の解体業者又は破碎業者に使用済自動車等を引き渡す際に、自らが行う一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要。

自ら回収したエアバック類を自動車製造業者等に引き渡す際の運搬を行う場合も同様。

使用済自動車又は解体自動車の処分を行う際の一般廃棄物又は産業廃棄物の処分業の許可は不要。

④ 破碎業者

解体業者若しくは破碎前処理を行う破碎業者から解体自動車を引き取り、又は他の破碎業者に解体自動車を引き渡し若しくは自動車製造業者等に自動車破碎残さを引き渡す際の運搬について、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要。

解体自動車の破碎前処理又は破碎処理を行う場合の産業廃棄物処分業の許可は不要。

なお、いずれの場合も、他の者の委託を受けて、使用済自動車等の運搬を行う場合は、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可が必要。

(3) 登録・許可業者は、次の工程となる登録・許可業者に使用済自動車等を引き渡す義務があるが、廃棄物処理法に基づく委託契約書締結義務はない（ただし、委託契約書の自主的な締結は当然に可能）。

また、この場合には、使用済自動車等の引取り・引渡しについては、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度が適用されるため、廃棄物処理法上の産業廃棄物マニフェストや従来の使用済自動車用マニフェストは不要となる。

(4) 他方、次工程への使用済自動車等の運搬を他者に委託して行う場合には、廃棄物処理法の収集運搬業の許可（産廃・一廃どちらでも可）を有する事業者に委託することが必要（産業廃棄物であれば、廃棄物処理法上のマニフェストは不要であるが、廃棄物処理法に基づく委託契約書は必要）。

また、自動車リサイクル法の登録・許可業者であっても使用済自動車等以外の廃棄物を扱う場合には当然に廃棄物処理法の業の許可が必要。

自らの引渡しに係る使用済自動車等の運搬を第三者に委託して行う場合、その運搬を行う者は一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けている事業者に委託しなければならない。

廃棄物処理法上のマニフェストについては、電子マニフェストに委託の相手方を入力することにより交付が不要となるが、委託契約書の締結は必要。

使用済自動車等の解体により発生した廃油等の廃棄物の運搬又は処分を第三者に委託する場合は、廃棄物処理法の許可業者に委託する必要がある。

4 自動車リサイクル法と旧フロン回収破壊法（カーエアコン部分）との関係

- (1) 旧フロン回収破壊法（カーエアコン部分）については、その枠組みが原則そのまま自動車リサイクル法に引き継がれ、使用済自動車全体として一体的に扱われている。
- (2) 旧フロン回収破壊法の登録第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者は、自動車リサイクル法の引取業者、フロン類回収業者の地位（標識を掲示する必要あり）に自動的に移行している。
- (3) 登録業者の行為義務等についても原則旧フロン回収破壊法の仕組みを引き継ぐこととなるが、フロン券による費用徴収方法は自動車リサイクル法による費用徴収方法に一本化され（フロン券制度は廃止）、フロン類管理書についても廃止され、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度に一本化される。
ただし、平成16年12月31日までに引取業者に引き渡された自動車がフロン類を冷媒としたカーエアコンを搭載している場合には、平成17年1月1日以降もフロン類管理書やフロン券などの旧フロン回収破壊法の仕組みに従う必要があることに留意。

第2 破碎業の許可

1 根拠法令

法律：第67条、第68条

規則：第60条

2 破碎業の許可の概要

(1) 破碎業の位置づけ

◇解体自動車（廃車ガラ）の破碎又はプレス・せん断（破碎前処理）を行う業者は、破碎業者として都道府県知事等の許可を受けることが必要。

→解体自動車（廃車ガラ）のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行い、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引き渡す役割。

ア 許可制

(ア) 破碎業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長の許可制。解体自動車（廃車ガラ）の破碎又は破碎前処理（プレス又はせん断）を業として行うには、事業者ごと自治体ごとに様式に従って許可申請を行って許可を受けることが必要。

5年ごとの更新制。

(イ) 全部を潰して圧縮する行為は、「処分」に相当するが、重機で車の屋根をへこませたり、ゆがみを与えるなど、車体の限られた一部を変形する行為であって、かつ、処分目的でなく単に収集運搬・保管の効率向上のために行うものについては、「処分」とは言えず、この程度の行為であれば、破碎業の許可是必要ない。

ただし、エアコンからのフロン類の回収やエアバック類の回収・車上作動処理に支障のない範囲のものとなっていることが必要である。

(ウ) 移動式プレス機を有する場合、移動して作業を行う先全ての自治体で許可を有する必要はなく、その本拠地である事業所の自治体において許可をとることで足りる。

(エ) 破碎業の変更の許可

破碎業の許可は、「破碎前処理」、「破碎」、「破碎前処理十破碎」の3区分となっており、「破碎前処理」又は「破碎」で許可を取得している場合において、いずれか一方を追加する場合は変更の許可が必要。

イ 許可が必要な行為

具体的には、解体自動車について次の行為を行う場合が該当する。

(ア) 解体自動車の破碎前処理

解体業者が解体を終えた解体自動車を引き取り、ニプラ、ギロチンシャー等の重機や、プレス機、切断機を使用して、圧縮又はせん断を行う場合

(廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可では、「圧縮」、「切断」に該当)

(イ) 解体自動車の破碎処理

いわゆるシュレッダーを使用して解体自動車を破碎する場合

(廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可では、「破碎」に該当)

※ 解体自動車の破碎施設の処理能力が1日5トンを超える場合は、破碎業の許可とは別に産業廃棄物処理施設（廃プラスチックの破碎施設に相当するもの）の設置許可を事前に取得しておくことが必要

ウ 許可の期間

許可を受けた日から5年。5年を経過するまでの間に許可の更新を受けなければならない。

エ 破碎業の許可と廃棄物処理法の関係

自動車リサイクル法の破碎業の許可を受けていれば、自動車リサイクル法対象自動車の再資源化に必要な行為（収集運搬・処理）について廃棄物処理法の業の許可は不要（事業所所在地の都道府県知事等の許可を受けていれば他の都道府県等でも収集運搬が可能）。

◎ 収集運搬業の許可

- 青森市で破碎業の許可を受けていれば、解体自動車等の引取り又は引渡しに係る運搬を破碎業者自らが行う場合の一般廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物収集運搬業の許可は不要。

例えば、岩手県、秋田県や青森県内他市町村で解体自動車を積んで、青森市に卸す場合も、青森市の許可を取得していれば、他の自治体の許可は不要なものである。

この場合において、一般廃棄物であるものの、産業廃棄物であるものいずれも運搬できる。

許可が不要となるのは解体自動車の運搬を行う場合に限られ、解体の工程において生じた廃油、金属くず等の廃棄物である他の物品を運搬する場合は、別途産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となる。

- 廃棄物処分業の許可を受けて破碎業に相当する業を営んでいた者が届出により破碎業者となった後、自動車リサイクル法に基づき専ら解体自動車の運搬、処理を行う場合は、廃棄物処理業の更新は不要である。

- 解体自動車の運搬を行う場合は、産業廃棄物の収集運搬基準に従わなければならぬ。

◎ 処分業の許可

- 解体自動車の破碎又は破碎前処理の過程において廃棄物の処分に相当する行為を行う場合であっても、廃棄物処分業の許可は不要である。

許可が不要となるのは解体自動車の処分を行う場合に限られ、他の廃棄物を処分する場合は、別途産業廃棄物処分業の許可が必要となる。

なお、解体自動車の処分を行う場合は、産業廃棄物の処理基準に従わなければならぬ。

(2) 破碎業者の行為義務

ア 解体自動車の引取り

解体業者又は破碎業者（破碎前処理を行うものに限る。）から解体自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取る義務あり。

＜正当な理由＞

- (ア) 天災その他やむを得ない事由により解体自動車の引取りが困難である場合（例えば、事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定）
- (イ) 解体自動車に異物が混入している場合（他のゴミが詰められている場合を想定）
- (ウ) 解体自動車の引取りにより、解体自動車の適正な保管に支障が生じる場合（例えば、大量一括持ち込みの要請がある場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合を想定）
- (エ) 解体自動車の引取りの条件が通常の取引の条件と著しく異なるものである場合
例えば、
 - ・解体自動車の引取りの際の本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行（地域性についても考慮したもの）と著しく異なるものである場合
 - ・極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
 - ・引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に解体自動車が置いていかれてしまう場合
 - ・普通乗用車しか引き取らない破碎業者に大型商用車を引き取るよう要請された場合
- (オ) 使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（法令の規定には、自動車リサイクル法も含まれる。その他例えば、盜難車と分かっていての引取りなども想定）

イ 解体自動車の再資源化

解体自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の破碎業者に引渡しする場合を除き、再資源化基準に従い適切な解体を実施する義務あり。

＜破碎業者の再資源化基準＞

- 破碎処理工程
 - ・鉄、アルミニウム等を技術的かつ経済的に可能な範囲で分別回収すること
 - ・自動車由来のシュレッダーダスト（ASR）に異物が混入（他のシュレッダーダストの混合を含む）しないように解体自動車（廃車ガラ）を破碎すること
- 破碎前処理工程
 - ・解体自動車（廃車ガラ）に異物を混入しないこと

等

ウ 解体自動車の引渡し

破碎前処理を行う破碎業者は引き取った解体自動車を処理した後、他の破碎業者又は解体自動車全部利用者（電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者）へ引き渡す義務あり。

解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、引渡しの事実を証する書面を5年間保存する義務あり。

＜解体自動車全部利用者への引渡しの事実を証する書面＞

解体自動車全部利用者が作成した書面であって、以下の事項が記載されたもの。

- ・破碎業者名
- ・解体自動車全部利用者名
- ・解体自動車を引き取った年月日
- ・解体自動車の車台番号

※車台番号については、実務上はリサイクル券や電子マニフェストシステムの画面コピーを活用することも想定される。

エ 自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の引渡し

破碎業者（破碎を行う場合）は、破碎工程後、自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）を自動車製造業者等に（指定引取場所において引取基準に従って）引き渡す義務あり。

指定引取場所及び引取基準は、自動車メーカーで組織する自動車破碎残さリサイクル促進チームのHPを参照。

オ 電子マニフェストによる解体自動車、自動車破碎残さの移動報告

電子マニフェストを利用して、解体自動車の引取りと自動車破碎残さの引渡しから3日以内に情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行う義務あり。

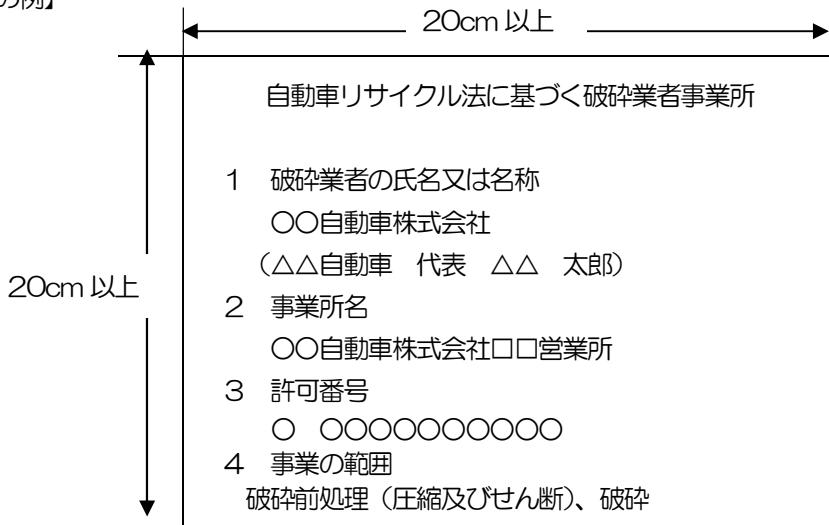
カ 標識の掲示

事業所ごとに、標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要あり。

標識は、タテ・ヨコ各20cm以上の大さで、破碎業者であること、氏名又は名称、許可番号を記載したものであることが必要。

※ 実務上は、例えば引取業者やフロン類回収業者の標識と兼ねて1つの標識とすることや複数の登録番号・許可番号を1つにまとめた標識とすることについても差し支えなく、A4版以上の大きさであれば都道府県知事等からの許可証自体を公衆の見やすい場所に掲示することでも足りる。

【標識の例】



3 解体業の許可基準等

〈自動車リサイクル法における規定（法第69条）〉

○ その事業の用に供する施設及び破碎業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

○ 破碎業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者が又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3 第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等处罚二関法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

一 法第66条（法第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消し处分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

下線部

解体業、破碎業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業又は浄化槽清掃業者の許可をいう。

- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者
ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからヘまでのいずれかに該当するもの
チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの
リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの

政令で定める生活環境保全法令

大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

刑法関係の罪の名称

第204条（傷害罪）、第206条（傷害又は傷害致死の現場助勢の罪）、第208条（暴行罪）、第208条の3（凶器準備集合及び結集の罪）、第222条（脅迫罪）、第247条（背任罪）

（1） 施設に係る基準（規則第62条第1号）

- ア 解体自動車を破碎前処理又は破碎するまでの間保管するための施設
(圧縮又はせん断した後の解体自動車も同様)

みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いがその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

【趣旨】

- ・解体自動車（廃車ガラ）の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】

- ・囲いの構造、高さ、材質等は規定しないが、外部からの侵入を防止するとの観点から、容易に乗り越え、くぐり抜け、移動し、または倒壊しやすいものであってはならず、出入り口に施錠等が可能なものとする。
- ・事業所全体が外部からの侵入を防止できる囲いで囲まれている場合は、解体自動車の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要はなく、区域が明確にできるものであればよい。

※ 「囲い」についての具体的基準

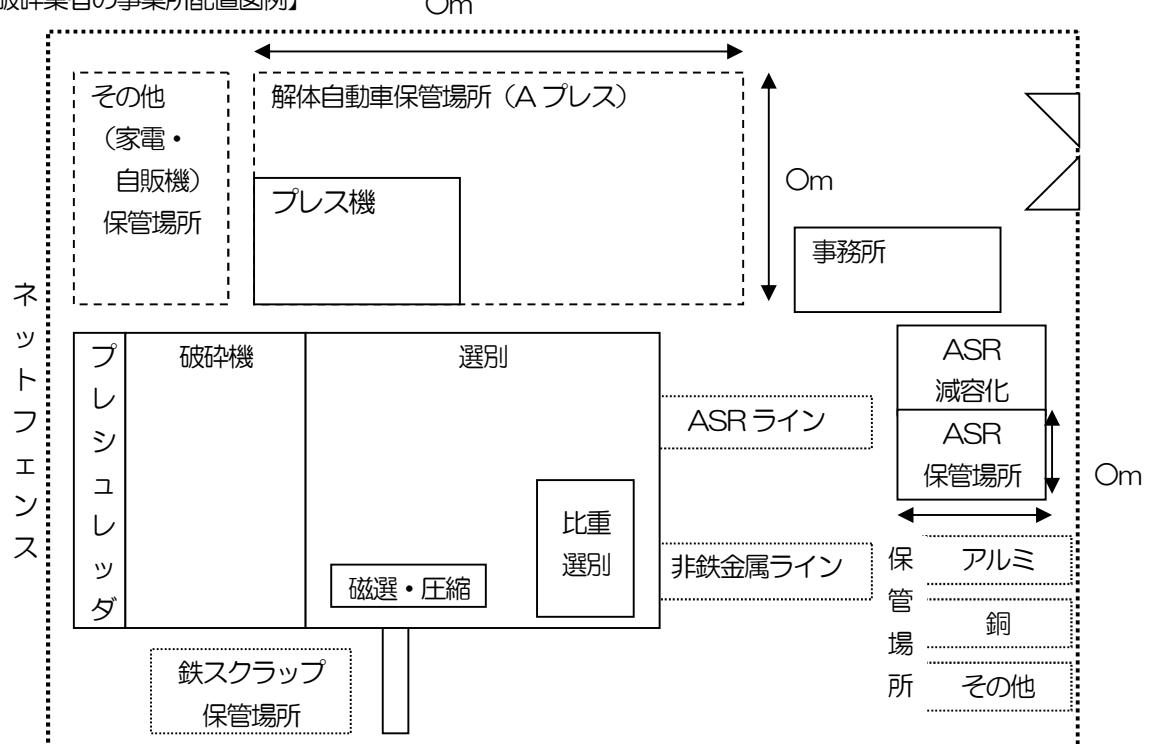
① 囲い

- ・保管場所の周囲に囲いを設けることが必要であり、囲いは、他人に容易に侵入されることにより、解体自動車やその部品を盗まれたり、放火されたり、住み着いたりすること等を防止するために必要なものである。
- ・事業所全体が要件を満たす囲いで囲まれている場合には、解体自動車の保管場所に別の囲いを設けることは不要であるが、事業所全体が要件を満たす囲いで囲まれていない場合には、解体自動車の保管場所に要件を満たす別の囲いが必要である。
- ・囲いの高さについては、人間の身長を考慮した規格品でかまわない。
- ・囲いは、解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化するために設置するものであり、その材質としては、人が容易に出入りできないものとして、ブロック塀、金属板、ネットフェンス、トタンなどが考えられる。また、木杭に有刺鉄線等を張って囲いとする場合にあっては、容易に人がくぐり抜けられない程度に鉄線等を張らなければならない。
- ・解体自動車の荷重が直接囲いにかかる構造である場合には、風圧力、地震力等のほか、解体自動車の荷重に対して構造耐力上安全であり、変形及び損壊のおそれがないものであることが必要となることから、荷重が直接囲いにかかる場合の構造としては、一般に、金網フェンスやトタンフェンスは認められない。
なお、現に変形又は破損が見られ、人の侵入が容易になっているものについては基準に適合しない。
- ・囲いの出入口には、施錠できる門扉を設けることが望ましい。なお、出入口の施錠については、容易に他人が外せるようなものでなければ構わない。

② 範囲が明確

- ・無秩序に解体自動車が保管され、いわゆる野積み状態となってしまうことを避けるために、保管の範囲が明確であることを求めるものである。
- ・囲いの範囲と解体自動車の保管場所の範囲が一致する場合は、当該囲いをもって保管場所の範囲が明確といえる。

【破碎業者の事業所配置図例】



※ 解体自動車の保管（未圧縮のもの）に係る具体的基準

1 原則

すべての使用済自動車は廃棄物と見なされ、廃棄物処理法の保管基準が適用される。(一般廃棄物、産業廃棄物とも同じ)

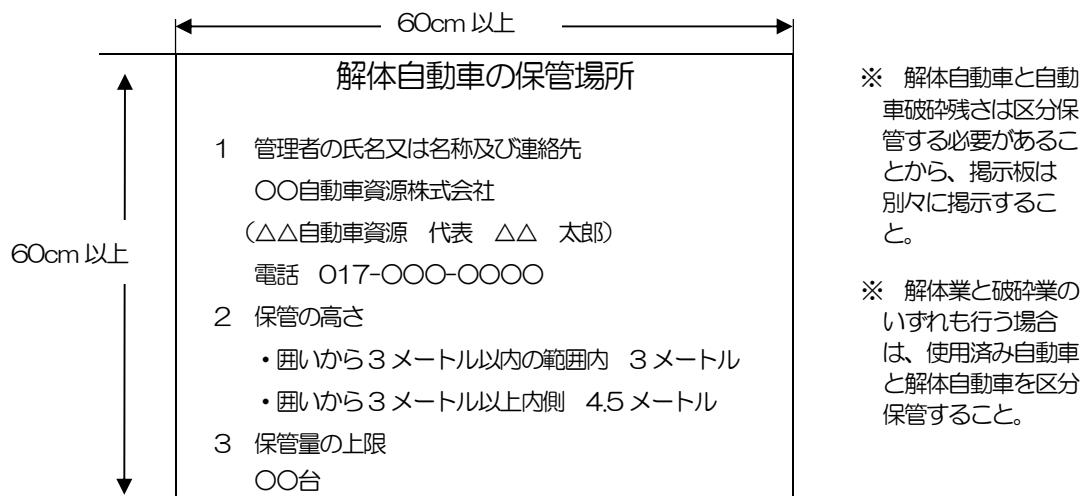
2 保管の方法

(1) 本格施行(平成17年1月1日)以降に引き取られたもの (自動車リサイクル法のリサイクル費用が預託されているもの)

ア 廃棄物処理法の保管基準

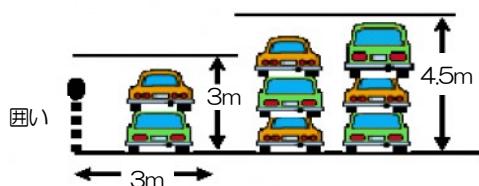
- ① 見やすい箇所に使用済自動車の保管場所である旨その他保管に関し必要な事項を表示した掲示板を設けること。
- ② 廃棄物の飛散流出、地下浸透、悪臭発散を防止するため、次に掲げる措置を構すること。
 - ・保管に伴い、汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ③ 保管場所におけるねずみの生息、蚊・はえその他害虫の発生を防止する措置を講ずること。

【保管場所に掲げる掲示板の例示】



イ 保管の高さ

- ① 囲いの周囲から3メートルまでは、高さ3メートル（おおむね2段）
- ② 囲いの周囲から3メートルより内側は、高さ4.5メートル（おおむね3段）



※構造耐力上安全なラック等を使用して
保管する場合は使用済自動車等の搬出
入に当たり、使用済自動車等の落下に
による危害が生ずる恐れのないその高さ
まで

ウ 保管量の上限

保管場所の面積、保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管できる数量とすること。ただし、重心が重なるよう適性に積むこと。



〔重心がほぼ重なるような積み方の例〕



〔雑で不適正な積み方の例〕

エ 保管の日数

破碎業者が解体業者から解体自動車を引き取った際に行う引取実施報告から自動車破碎残さを自動車製造業者等に引き渡した際に行う引渡実施報告までの日数が30日となっていることから、30日を経過するまでに自動車製造業者等に引き渡さなければならない。

解体自動車を他の破碎業者に引き渡す場合は、解体業者からの解体自動車の引取りを最初に行つた破碎業者が引取実施報告を行つた日から最後の工程の破碎業者が解体自動車を自動車製造業者等に引き渡す際の引渡実施報告の日までの日数が30日となる。

※ 解体自動車の保管（圧縮されたもの）に係る具体的基準

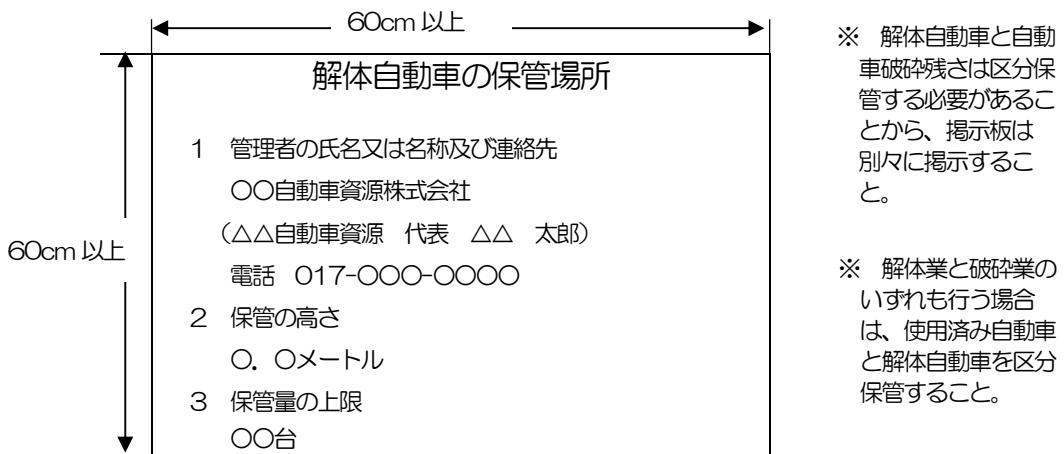
1 原則

すべての解体自動車は廃棄物とみなされ、廃棄物処理法の産業廃棄物保管基準が適用される。(以下の記述については、自動車破碎残さも同様である。)

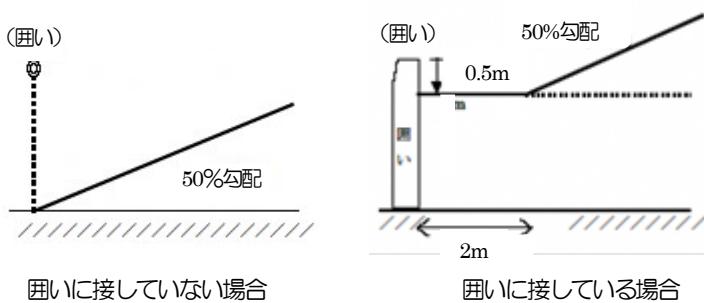
2 保管の方法

- ① 見やすい箇所に使用済自動車の保管の場所である旨その他保管に関し必要な事項を表示した掲示板を設けること。
- ② 廃棄物の飛散流出、地下浸透、悪臭発散を防止するため、次に掲げる措置を構すること。
 - ・保管に伴い、汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ③ 保管場所におけるねずみの生息、蚊・はえその他害虫の発生を防止する措置を講ずること。

【保管場所に掲げる掲示板の例示】



ア 保管の高さ



イ 保管量の上限

本格施行の日前に引き取られた使用済自動車に係る解体自動車を保管している場合は、処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に1/4を乗じた数量までとする。

ウ 保管の日数

本格施行の日前に引き取られた使用済自動車に係る解体自動車については、保管日数について特に規定されていないが、保管基準に違反することのないよう計画的に搬出等を行うことによって適正な期間で保管する必要がある。

本格施行後に引き取られた使用済自動車に係る解体自動車を保管している場合は、破碎業者が解体業者から解体自動車を引き取った際に引取実施報告から自動車破碎残さを自動車製造業者等に引き渡した際に引渡実施報告までの日数が30日となっていることから、30日を経過するまでに自動車製造業者等に引き渡さなければならない。

解体自動車を他の破碎業者に引き渡す場合は、解体業者からの解体自動車の引取りを最初に行った破碎業者が引取実施報告を行った日から最後の工程の破碎業者が解体自動車を自動車製造業者等に引き渡す際の引渡実施報告の日までの日数が30日となる。

イ 解体自動車を破碎又は破碎前処理するための施設

(ア) 破碎前処理施設

解体自動車の破碎前処理を行う場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。

【趣旨】

- ・解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断を行う業者が、生活環境保全上支障がない形で解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断を行うことが可能な施設を有していることを担保するものである。

【留意事項】

- ・解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断施設は、一般に廃棄物処理法に基づく都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設には該当しないが、当該施設での圧縮（プレス）又はせん断について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出、騒音・振動の発生による生活環境保全上の支障が生じないような措置を講じた施設であることが必要である。
- ・圧縮（プレス）又はせん断施設としては、据え付け型のものに加えて、圧縮（プレス）又はせん断が可能な重機といった可動型のものや廃車プレス車といった移動型のものがある。
- ・可動型の施設については、解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断作業を行う事業所内で適切に運営管理されているかどうかを確認する必要がある。
- ・また、移動型の施設については、解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断作業を行う場所において環境保全上支障が生じないことに加えて、移動途中における廃油の飛散・流出等の環境保全上の支障の発生が防止できる施設であることが必要である。

※ 生活環境の保全上支障が生じないような措置の例

○ 廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないような必要な措置の例としては、以下のようなものが考えられる。

① 据え付け型施設、可動型施設（重機）の場合

- ・破碎前処理作業に伴って発生する解体自動車の破片等の事業場外への飛散、流出、騒音等を防止するため、圧縮（プレス）、せん断施設は、屋根・壁等があり、かつ、コンクリート舗装した建物内に設置することが最も有効であり、望ましい。
- ・重機により圧縮を行う場合は、重機の先端部分で圧縮することとなるが、その作業場所については、屋根・壁等があり、かつ、床面をコンクリート舗装していることが望ましい。また、当該作業場所や、重機が動く範囲は、鉄筋コンクリート床面を厚くする、鉄板を敷く（この場合滑り止め加工を施す）などして補強し、ひび割れが起きないようにすることが望ましい。
- ・破碎前処理作業に伴って発生する振動の周囲への伝搬を防止するため、必要に応じ、大型基礎設計、防振装置等により対応する。
- ・必要に応じ、周囲に防音壁を設け、騒音が場外に漏れないようにする。

② 移動型施設（プレスカーなど）の場合

- ・圧縮時や移動時に、解体自動車の破片等が飛散・流出することのないような移動型施設を準備する必要がある。
- ・移動型施設による圧縮は、移動先の事業所内で、かつ、周辺に影響の少ない場所で行う必要があり、道路上で作業を行ってはならない。また、床面が鉄筋コンクリート等で舗装された場所で行うことが望ましい。その旨標準作業書に記載する。
- ・作業場所によっては、近隣への圧縮時の騒音や振動を避ける必要がある。このため、時間帯に配慮して行うことも必要であり、その旨標準作業書に記載する。
- ・万が一、廃油・廃液類の漏出があった場合には、直ちにウエス等で拭き取り、現場の原状回復を図る。また、解体業者に対し、廃油・廃液の確実な回収を促す（引取拒否事由となる。）。

(イ) 破碎施設

解体自動車の破碎を行う場合にあっては、次のとおりであること。

- (1) 解体自動車の破碎を行うための施設が（廃棄物処理法第15条第1項に規定する）産業廃棄物処理施設である場合にあっては、廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の5第1項の規定による許可を受けている施設であること。
- (2) 解体自動車の破碎を行うための施設が（廃棄物処理法第15条第1項に規定する）産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。

【趣旨】

- ・解体自動車の破碎を行う業者が、生活環境保全上支障がない形で解体自動車の破碎を行うことが可能な施設を有していることを担保するものである。

【留意事項】

- ・自動車リサイクル法では解体自動車は廃棄物として扱うこととされており、その材質等から見て産業廃棄物に該当する。
解体自動車の破碎に用いられる施設は、通常1日当たりの処理能力が5トン以上の規模であり、廃棄物処理法に基づき都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設に該当する。
都道府県知事等が廃棄物処理法上の施設設置許可をする際には、当該施設が構造基準に適合していることを確認していることから、当該設置許可を受けた破碎施設については、既に環境保全上適正な処理を行うことが担保された施設であるといえる。
破碎業の許可の審査にあたっては、申請書に施設許可番号を記載することで足りるものであり、申請書類の簡素化を図るものである。
- ・一方、破碎施設の1日当たりの処理能力が5トン未満の場合には、廃棄物処理法第15条第1項に基づき都道府県知事等の施設設置許可是必要とはされないが、当該施設での破碎処理について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出、騒音・振動の発生による生活環境保全上の支障が生じないような措置を講じた施設であることが必要である。

ウ 自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の保管施設

解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さを保管するための十分な容量を有する施設であって、次に掲げる要件を満たすものを有すること。

- (1) 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造すること、その他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 自動車破碎残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝（(3)において「排水処理施設等」という。）が設けられていること。
ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けること、その他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。
- (3) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破碎残さに雨水等がかかるないようにするための設備を有すること。
- (4) 自動車破碎残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

【趣旨】

- 自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の保管に伴って発生する汚水の外部への流出及び地下浸透を防止するため、及び自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の飛散・流出を防止するため、自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の保管場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- 排水処理施設の能力は、自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の保管に伴って発生する汚水の水量や水質に応じた十分な能力を要するものが必要である。
- 「自動車破碎残さの保管に伴い汚水が生じる場合」としては、湿式の破碎施設で発生するシュレッダーダスト（自動車破碎残さ）である場合が考えられる。
なお、発生する汚水を回収し循環使用している場合があるが、これは、「汚水が事業所から流出するおそれがある場合」に該当しないと考えられる。
- 「側壁その他の設備」としては、側壁以外にはコンテナ等が考えられる。
- また、一般に自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）は発火のおそれがあることから、適切な火災予防にも配慮する必要がある。

※ 保管施設の詳細

(1) 十分な容量の確保

- 自動車破碎残さの保管施設は、自動車破碎残さが保管施設から飛散・流出することのないよう、その発生量と、自動車破碎残さのリサイクル施設や最終処分場への搬出量から勘案して、十分に保管する容量を有すること。
- 輸送効率を高める等の観点から、自動車破碎残さを加熱・成型する等の事前処理がなされる場合もあるが、この場合の加工物の保管も同様である。

(2) 床面

- 自動車破碎残さの保管施設は、汚水等の地下浸透を防止するため、床面は鉄筋コンクリート等で築造又はこれと同等以上の措置をとること。
- 自動車破碎残さの運搬に重機等を用いる場合は、さらに重機等の床面への荷重を考慮した強度を有する構造とする。

(3) 排水処理施設・排水溝

- 自動車破碎残さの保管施設からその保管によって汚水が生じる場合は、十分な処理能力を有する排水処理施設とそれに繋がった排水溝を設けること。
- 十分な処理能力とは当該排水処理設備に排水基準が適用される場合は、排水基準に適合する能力とする。
- 排水基準が適用されない場合もそれに準じた能力を有し、周辺の公共水域や地下水に汚染を生じないこと。
- 排水溝については、燃料抜取場所の項を参照。

(4) 屋根、覆い、その他自動車破碎残さに雨水等がかからないようにするための設備

材質	構造	鉄骨、鉄筋、木造
	壁	金属、コンクリート、スレート、モルタル、FRP
	屋根・覆い	鉄板、瓦、スレート葺 等 (テント地等であっても5年以上の耐久性のあるものは可)
形式	<ul style="list-style-type: none"> 屋根又は覆いがあること 屋根及び壁は容易に移動できないものであること。 壁は強固なものであって、保管場所の床面及び屋根と完全に接し、かつ床面に固定されているものであることが望ましい。 	

(5) 側壁その他の設備

- 側壁とは、廃棄物処理法施行規則8条に規定する「保管する廃棄物の荷重がかかる構造であっても構造耐力上安全である囲い」と同等の壁をいう。
- その他の設備とは、側壁と同等以上構造耐力を有する、自立したコンテナが考えられる。

エ 圧縮（プレス）又はせん断した後の解体自動車を保管するための施設

【再掲】

みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いがその周囲に設けられ、かつ範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

【趣旨】

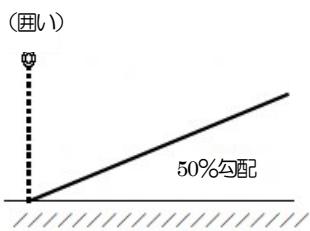
- （圧縮（プレス）又はせん断した後の）解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】

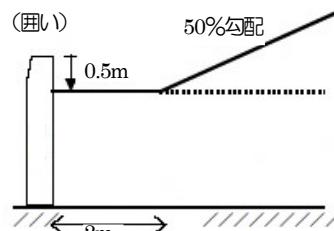
- 圧縮（プレス）又はせん断された解体自動車を専用に保管する場所を設けることが原則であるが、解体自動車以外のものが混入しないよう明確に区分管理することができる場合には、他のものの保管場所と共用することは可能である。

※ 保管基準の詳細

- 圧縮、せん断した後の解体自動車については、一般的な産業廃棄物の保管基準に従い保管する必要がある。すなわち、
- ・ 廃棄物が囲いに接していない場合は、囲いの下端から勾配50%以下とすること。
 - ・ 廃棄物が囲いに接している場合（直接負荷部分がある壁）は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cm以下の線とし、2m以内の内側は勾配50%以下とすること。



囲いに接していない場合
〔圧縮又はせん断した解体自動車の保管〕



囲いに接している場合
〔圧縮又はせん断した解体自動車の保管〕

(2) 破碎業許可申請者の能力に係る基準（規則第62条第2号）

次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- (1) 解体自動車の保管の方法
- (2) 解体自動車の破碎前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破碎前処理の方法
- (3) 解体自動車の破碎を行う場合にあっては、解体自動車の破碎の方法
- (4) 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）
- (5) 解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの保管の方法
- (6) 解体自動車の運搬の方法
- (7) 解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの運搬の方法
- (8) 破碎業の用に供する施設の保守点検の方法
- (9) 火災予防上の措置

【趣旨】

- 業許可申請者が、破碎又は破碎前処理を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を標準作業書として作成・常備し、破碎（破碎前処理を業として行う場合には圧縮（プレス）又はせん断）・保管・運搬等の作業に従事する者に周知していることにより、当該申請者が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払い、破碎業を的確に実施する能力を有することを判断しようとするものである。

【留意事項】

- 標準作業書には、破碎作業が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払って行うことが示されていることが必要であり、上記項目毎に具体的に記載する。
その際、廃棄物処理法、消防法など破碎作業を実施していく上で守るべき他法令の規制等についても、事業を円滑に進める上で必要であることから、関連する事項に含めて記載するものとする。
- 標準作業書の作成に当たっては、手続の円滑化のため、実際の作業工程の写真等を添付することによって文書による詳細な説明の一部に代えることも考えられる。
- 実際の破碎作業手順等は、破碎に用いる施設等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないよう十分留意することが必要。
また、作業工程の改善及び標準作業書の見直しを隨時行うことが重要である。
- 環境保全上良好な破碎工程については、個々の事業者や行政機関が積極的に情報を発信する（例えば、事業者がホームページに掲載するなど）とともに、破碎業者の団体等において破碎の方法について検討し、研修会の開催等を通してその成果を普及していくことが望ましい。
標準作業書の作成及び見直しにあたりこれらの情報が活用され、より高いレベルの破碎が促進されることが期待される。

事業計画書又は収支見積書から判断して、破碎業を継続できないことが明らかでないこと。

【趣旨】

- 明らかに業を継続していくことが困難な事業者ではないことを、事業計画書等によって確認するものである。

【留意事項】

- 事業計画書は、破碎実績（解体自動車の引取り及び破碎の台数、自動車破碎残さの所分量及び保管量等）についても含めて記述したものとする。
- 解体自動車や自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）を不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）等の撤去が事業計画の中で示されない場合、又は収支見積書により当該自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、破碎業を継続できないものと認められる。

（3） 破碎業者の再資源化基準について〈自動車リサイクル法における規定〉

- 破碎業者による解体自動車の再資源化を促進するための破碎前処理に関する基準（法第18条第1項）
破碎業者は、その引き取った解体自動車の破碎前処理を行うときは、破碎業者による解体自動車の再資源化を促進するための破碎前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、その破碎前処理を行わなければならない。
- 破碎業者による解体自動車の再資源化に関する基準（法第18条第4、第5項）
 - 破碎業者は、その引き取った解体自動車の破碎を行うときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の当該解体自動車の再資源化を行わなければならない。
 - 前項の再資源化は、破碎業者による解体自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、を行わなければならない。

ア 破碎前処理に関する基準（規則第14条）

法第18条第1項の主務省令で定める基準は、解体自動車に異物を混入しないこととする。

【趣旨】

- 圧縮（プレス）又はせん断された解体自動車は、鉄等の金属を回収するために破碎施設や電炉・転炉へ投入されたり、金属資源として輸出されている。破碎施設等での再資源化を阻害するおそれがある生活ゴミ等解体自動車以外のものの混入を防止し、解体自動車の再資源化を促進しようとするものである。

- 解体業者等前工程の業者に対し、トランクなど解体自動車内に生活ごみ等が混入されることのないよう注意を促すこと。
- 解体自動車に生活ごみ等が混入していないか確認するため、処理前の解体自動車を保管場所からフォークリフト等で破碎前処理場まで運搬した直後に、作業員が目視で確認し、混入を発見した場合は手作業で除去する。その場合、再度、解体業者等前工程の業者に対して注意を促す。

イ 破碎に関する基準（規則第16条）

法第18条第5項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウムその他の金属を分別して回収すること。
- 自動車破碎残さに異物が混入しないように、解体自動車の破碎を行うこと。

【趣旨】

- 有用な金属及び自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の再資源化を促進しようとするものである。

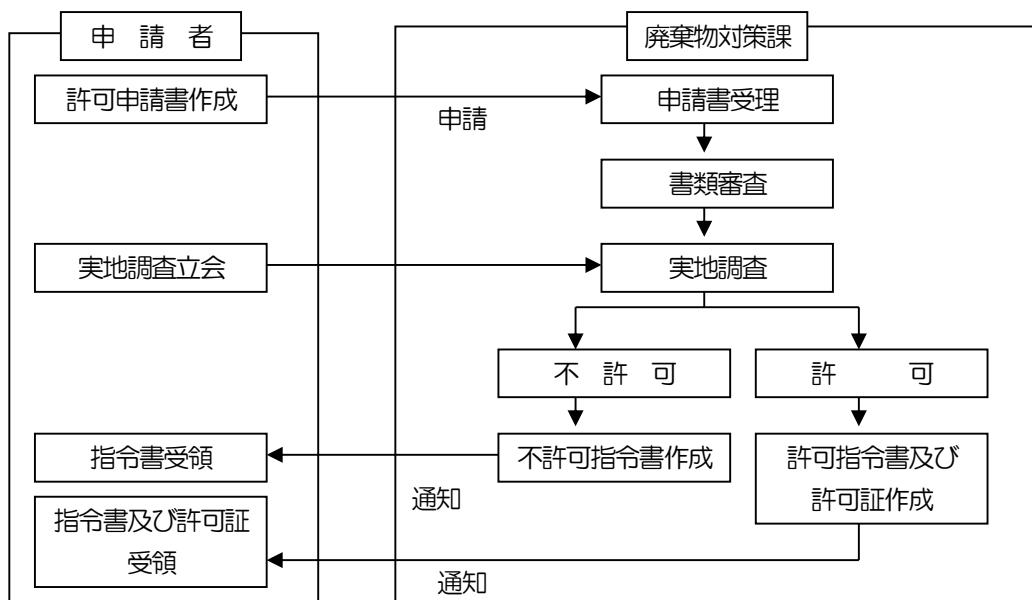
【留意事項】

- 破碎施設を廃家電製品や廃自動販売機といった解体自動車以外の物の破碎に併用する場合には、破碎をする際に区分して破碎することが必要である。その際の破碎施設の運転管理の方法等については標準作業書に記載しておくこととする。

- 解体自動車とそれ以外の廃棄物（廃家電製品、廃自動販売機など）の破碎を同一の破碎機を用いて行う場合は、時間帯を変えて同時に破碎を行わないなどの工夫により、シュレッダーダストが互いに混ざらないようにする。
- 解体自動車とそれ以外の廃棄物（廃家電製品、廃自動販売機など）から発生する残さは、それぞれ分けて別の所に保管するか、同じ保管場所であっても、時間帯によって分ける等により、混入することのないよう留意する。

4 破碎業許可の申請手続き

(1) 事務処理フロー



(2) 申請書様式

許可申請書：規則様式第八
事業範囲変更許可申請書：規則様式第十

(3) 申請に必要な書類の内容

<申請書記載事項>

- ① 申請者名・住所・代表者名
 - ② 事業の範囲
 - ③ 事業所名・所在地
 - ④ 役員の氏名・住所・本籍
- *役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかかる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- ⑤ 本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の氏名・住所・本籍
 - ⑥ 申請者が未成年者の場合には、法定代理人の氏名・住所・本籍（法定代理人が法人の場合には、その名称・住所・代表者の氏名・役員の氏名及び役職名、住所）
 - ⑦ 事業の用に供する施設の概要
 - ⑧ 標準作業書の記載事項（標準作業書を別添とする場合は「標準作業書ガイドライン」を参考として作成。なお、本ガイドラインは青森市ホームページより入手可能。）
 - ⑨ 既に解体業・破碎業又は産業廃棄物処理業の許可を得ている場合には、当該許可番号（申請中であれば申請年月日）
 - ⑩ 破碎業を行おうとする事業所以外の場所で積み替え・保管を行う場合の当該場所の所在地、面積、保管量の上限
 - ⑪ 施設について、廃棄物処理法の廃棄物処理施設の許可を受けている場合には、その許可番号及び許可年月日
 - ⑫ 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の氏名又は名称・住所・本籍

<添付書類>

- ① 申請者が法第62条第1項第2号イから又までのいずれにも該当しないことを誓約する書面（破様式第1）
- ② 破碎業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図
- ③ 施設の所有権（又は使用権原）の証明書
- ④ 事業計画書及び収支見積書（破様式第2）
- ⑤ 申請者が個人の場合には、住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び成年後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（以下「後見登記等に係る登記事項証明書」という。）
- ⑥ 申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為と登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ⑦ 役員の住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書
- ⑧ 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める株主等のうち、個人であるものは住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書、法人であるものは登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ⑨ 本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書
- ⑩ 申請者が未成年者の場合には、法定代理人の住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書（法定代理人が法人の場合は、定款又は寄附行為、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、役員の住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書）

- * 青森市における初めての許可申請の場合には、既に他に解体業又は産業廃棄物処理業の許可を受けていれば、一定の条件を満たせばその許可証の原本を提出することによって添付書類の一部（⑤と⑦～⑩）は不要となります。
なお、許可証の原本は、内容確認後、申請者に返却することであること。
- * 許可更新時は、特段の変更がなければ、施設関係の添付書類（②と③）は不要。
- * 破碎施設が、産業廃棄物処理施設の設置許可を受けていれば②は不要。

(4) 申請者等の記載要領及び注意事項等

ア 許可申請書

事 項	記載要領及び注意事項等
提出に当たつての注意事項	<p>申請書に記載している事項に訂正、内容の補正があった場合は、申請時に受理されず、再度提出しなければならないことがあります。</p> <p>申請書に記載する内容について疑義がある場合は事前に確認した上で申請書を提出してください。</p> <p>記入例を参照の上、記入してください。</p>
手数料の納入	手数料は市が発行する納入通知書により、青森市指定金融機関へ納入してください。市が納入を確認したあとで申請書を受理します。
申請年月日	<p>申請年月日は、申請書提出時は記入しないでください。</p> <p>廃棄物対策課における申請書の記載事項のチェックが終わり、受理された時点で記入してください。</p>
※許可番号 ※許可年月日	<p>破碎業の許可の更新の申請の場合に記入する欄であり、新規の許可の申請の場合は絶対に記入しないでください。</p> <p>事業者によっては、破碎業とは別に解体業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業などの許可を受けている場合がありますが、これらと混同することなく、必ず青森市で受けている解体業の許可番号を記入してください。</p>
住 所	<p>法人の場合は、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に登記している本店（本社）の住所をそのまま記載してください。（漢字、算用数字、〇〇番〇〇号等に注意すること。）</p> <p>個人の場合は、住民票に記載されている住所をそのまま記載してください。（漢字、算用数字、〇〇番〇〇号等に注意すること。）</p>
氏名又は名称	<p>登記簿謄本（履歴事項全部証明書）又は住民票（本籍地が記載されているもの）に記載されているとおりに記載してください。</p> <p>個人の場合は、「〇〇自動車商店」等の屋号の記載は不要です。</p> <p>法人の場合であって、代表取締役がない場合については、実質的に代表となる取締役となっている者を代表者としてください（この場合、役職の表示は「取締役」です。）。</p> <p>なお、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）で、「代表取締役」となっている場合は、代表者の記載は「代表取締役 〇〇 〇〇」となりますが、「代表取締役」となっていない場合は、代表者の記載は「取締役 〇〇 〇〇」となります。</p> <p>代表権のない「専務取締役」、「常務取締役」等の名称は会社の組織上の呼称であることから、申請書に記載する場合は「取締役」となります。</p>
事業所の名称 及び所在地	<p>事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」の欄を繰り返し設けるか、別紙を添付することによって、全ての事業所について事業所ごとに記載してください。</p> <p>事業所の名称は、使用済自動車等の引取り又は引渡しの際に使う電子マニフェストによる移動報告において使用する名称を記載してください。</p> <p>道路運送車両法に基づく認証や指定を受けた自動車分解整備業者は、その認証又は指定に係る事業所の名称を有しています。</p> <p>この名称と実際に使用している名称と異なる場合がありますが、これにとらわれるこなく、実際に使用している名称を記載してください。</p> <p>所在地については、「青森市新町一丁目3番7号」のように記載すること。（できるだけ「1-3-7」などの省略はしないこと。）</p>

事 項	記載要領及び注意事項等						
事業の区分	当該申請に係る事業区分（「破碎前処理」、「破碎」）を記載してください。						
事業の用に供する施設の概要	<p>次に記載例を示しますので、参考にして記載してください。 欄に書き切れない場合は、この欄に別紙〇〇のとおりと記載し、別紙を添付してください。 なお、この欄については、別途添付する「施設の構造を明らかにする図面等」によって必要な事項が確認できる場合は、「別添図面による。」等と記載することで代えることができます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1 破碎施設 ① シュレッダーマシーン〇〇型（能力 〇〇〇〇トン/日） 1基 ② シュレッダーマシーン△△型（能力 〇〇〇〇〇トン/日） 1基</p> <p>2 せん断施設 ギロチン〇〇型（能力 〇〇〇〇トン/日） 1基</p> <p>3 圧縮施設 オプレス〇〇型（能力 〇〇〇〇トン/日） 2基</p> <p>4 保管施設 ① （廃車ガラ・プレス）面積〇〇〇〇〇m² コンクリート打設 ② (ASR) 面積〇〇〇〇〇m² 屋根・囲い有</p> <p>5 運搬車両（平ボディ2、キャリアカー2） プレスカー 2</p> <p>6 油水分離槽 〇〇〇m³ 2基1 〇〇cm (5) 廃油及び廃液の流出を防止する措置 (6) その他設備：自動転回機 台/日など</p> </div>						
他に解体業又は破碎業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合は、申請年月日）	<p>自動車リサイクル法の解体業又は破碎業について、青森市以外の都道府県又は保健所設置市で許可を受けている場合は、その許可番号をすべて記載してください。 申請中の場合は申請書が受理された年月日を記載してください。</p> <p>なお、産業廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業）の許可を有している場合についても同様に記載してください。 また、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可については記載する必要はありません。</p> <p>記載例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">都道府県・市名</td> <td style="padding: 2px;">許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">〇〇県</td> <td style="padding: 2px;">〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">〇〇市</td> <td style="padding: 2px;">令和△△年△△月△△日申請</td> </tr> </table>	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	〇〇県	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇市	令和△△年△△月△△日申請
都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)						
〇〇県	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇						
〇〇市	令和△△年△△月△△日申請						
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合は、申請年月日）	<p>東北6県では、青森市のほか、仙台市、地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた市（八戸市など）が保健所を設置しています。</p> <p>なお、青森市の破碎業の許可を受けた後に、他の都道府県又は保健所設置市の解体業、破碎業の許可（届出によるみなし許可を含む。）又は産業廃棄物処理業の許可を受けた場合は、その日から30日以内に解体業の変更届を提出しなければなりません。</p>						
事 項	記載要領及び注意事項等						

<p>解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行おう場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限</p>	<p>保管場所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」の欄を繰り返すか、別紙に記載して添付することにより、全ての事業所について記載する必要があります。なお、自動車リサイクル法では、解体自動車と破碎残さは区分して保管することになっているので、同じ場所に保管する場合であっても、白線を引くなどの方法により明確に区分して保管する必要があります。</p> <p>記載例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td><td style="width: 90%;">解体自動車の保管場所</td></tr> <tr> <td>(1)</td><td>保管場所の名称：〇〇〇〇〇ストックヤード</td></tr> <tr> <td>(2)</td><td>所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号</td></tr> <tr> <td>(3)</td><td>面 積：〇〇m²（通路部分等を除いた実保管面積〇〇m²）</td></tr> <tr> <td>(4)</td><td>保管量の上限：〇〇台</td></tr> <tr> <td>2</td><td>自動車破碎残さの保管場所</td></tr> <tr> <td>(1)</td><td>保管場所の名称：〇〇〇〇〇ストックヤード</td></tr> <tr> <td>(2)</td><td>所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号</td></tr> <tr> <td>(3)</td><td>面 積：〇〇m²（通路部分等を除いた実保管面積〇〇m²）</td></tr> <tr> <td>(4)</td><td>保管量の上限：〇〇 t</td></tr> </table>	1	解体自動車の保管場所	(1)	保管場所の名称：〇〇〇〇〇ストックヤード	(2)	所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号	(3)	面 積：〇〇m ² （通路部分等を除いた実保管面積〇〇m ² ）	(4)	保管量の上限：〇〇台	2	自動車破碎残さの保管場所	(1)	保管場所の名称：〇〇〇〇〇ストックヤード	(2)	所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号	(3)	面 積：〇〇m ² （通路部分等を除いた実保管面積〇〇m ² ）	(4)	保管量の上限：〇〇 t
1	解体自動車の保管場所																				
(1)	保管場所の名称：〇〇〇〇〇ストックヤード																				
(2)	所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号																				
(3)	面 積：〇〇m ² （通路部分等を除いた実保管面積〇〇m ² ）																				
(4)	保管量の上限：〇〇台																				
2	自動車破碎残さの保管場所																				
(1)	保管場所の名称：〇〇〇〇〇ストックヤード																				
(2)	所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号																				
(3)	面 積：〇〇m ² （通路部分等を除いた実保管面積〇〇m ² ）																				
(4)	保管量の上限：〇〇 t																				
<p>役員の氏名、住所及び本籍</p>	<p>役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。</p> <p>これらの者については、住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書に記載されている事項を確認し、記載してください。</p>																				
<p>令5条に規定する使用人の氏名、住所及び本籍</p>	<p>令5条に規定する使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者をいい、例えば、支社、支店、事業所の従業員が単独でその事業所等に係る契約を行うことができる場合などが該当します。</p> <p>① 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者 ② 繙続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破碎業に係る 契約を締結する権限を有する者を置く事業所等の代表者</p> <p>これらの者については、住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書に記載されている事項を確認し、記載してください。</p>																				
<p>法定代理人の氏名、住所及び本籍</p>	<p>申請者が個人で未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所を記載してください。</p> <p>住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書に記載されている事項を確認し、記載してください。法定代理人が法人である場合は定款又は寄附行為、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に記載されている事項を確認し、記載すること。</p>																				
<p>発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及び本籍</p>	<p>発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者がある場合は、すべての者について氏名又は名称、住所、本籍及び保有する株式の数又は出資の金額を記載してください。</p> <p>株主等が個人である場合は住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書、株主等が法人である場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に記載されている事項を確認し、記載してください。</p>																				

標準作業書の記載事項	破碎業の許可の要件とされている標準作業書に記載している事項を記載してください。 なお、標準作業書を添付する場合は、「別添標準作業書による。」と記載してください。
------------	---

イ 添付書類

事 項	記載要領及び注意事項等
破碎業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取り図 <u>※破碎施設が産業廃棄物処理施設の設置許可を受けていいる場合は、当該施設に係る部分の添付は不要</u>	<p>① 解体自動車又は自動車破碎残さの運搬に使用するための自動車等に係る施設運搬に使用する自動車、機械施設等に係る写真（前、横、後方から撮影したもの）を添付してください。 自動車、施設の保管場所がある場合は、その平面図並びに保管場所全体が分かる写真を添付してください。</p> <p>② 解体自動車又は自動車破碎残さの積替え又は保管を行うための施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 積替え又は保管に使用する自動車、機械等がある場合は写真（前、横、後方から撮影したもの）と当該自動車等の保管場所の平面図並びに保管場所全体が分かる写真を添付してください。 解体自動車又は自動車破碎残さの積替え又は保管を行う場所については、その場所の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びにその保管場所全体が分かる写真を添付してください。 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていることがわかる図面を添付してください。 自動車破碎残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出する恐れがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び浄化槽を設けることになっていることから、その部分がわかる図面及び写真を添付してください。 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破碎残さに雨水等がかかるないようにするための設備を設けている場合、その図面及び写真を添付してください。 (ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合はこの限りでない。) 自動車破碎残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を設けている場合、その図面及び写真を添付すること。 解体自動車及び破碎残さの保管量の上限を計算した書類を添付してください。 <p>③ 破碎前処理施設又は破碎施設 平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取り図、施設の写真（前、横、後方から撮影したもの）を添付してください。</p> <p>④ 当該施設付近の見取り図</p> <ul style="list-style-type: none"> 本店（本社）付近の見取り図を添付してください。 本店以外に事務所及び事業場がある場合は、その付近の見取り図を添付してください。 <p>⑤ 事業場全体が分かるような場内配置図等を添付してください。 (標準作業書を添付する場合は不要)</p>

事 項	記載要領及び注意事項等
申請者が破碎業の用に供するの施設の所有権（又は使用権原）を有することを証する書類	<p>① 解体自動車又は破碎残さの運搬を自動車によって行う場合は、自動車検査証の写しを添付してください。 借用する場合は、賃貸契約書等を添付してください。</p> <p>② 重機等による場合は、売買契約書又は自主検査記録表等を添付してください。 ただし、借用する場合は賃貸契約書等を添付してください。</p> <p>③ 駐車場（移動式の機械施設がある場合は駐機場）、積替え又は保管施設、解体作業場、部品保管庫等の設置場所の土地登記簿謄本の他、借用の場合は賃貸契約書の写し等を添付してください。</p>
事業計画書及び収支見積書（破様式第2）	<p>1-1 全体の事業計画 【作成年月日】 <ul style="list-style-type: none"> ・作成年月日は申請や届出の日と同日とすること。 【事業の全体計画】 <ul style="list-style-type: none"> ・引取りから引渡しまでの流れを説明する内容を記載する。 ・有用物回収品目、発生廃棄物についても記載する。 ・各工程に係る作業人員数や時間について、記載されたフロー概略図も添付する。 <p>1-2 解体自動車の引取実績及び計画 <ul style="list-style-type: none"> ・許可取得後の年間計画は過去の実績と照らし合わせ、妥当なものとすること。 </p> <p>1-3 解体実績 <ul style="list-style-type: none"> ・同一年度に受け入れを行った実績と照らし合わせて妥当なものとすること。 </p> <p>1-5 保管の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所以外の場所での上限（ ）は、許可申請書に記載された「解体業を行おうとする事業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合」の保管量の上限と同一とすること。 ・保管量の上限は、許可申請書に記載された上記の保管量の上限と「事業のように供する施設」に記載の保管量の上限の合計と整合性を取ること。 </p> <p>1-6 年間収支見積書 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済自動車又は解体自動車の保管が、保管基準に沿って適切に保管されている場合にあっては、本表の提出をもって収支見積書の提出とする。 </p> <p>※ 不適正に大量に保管している場合は、破碎業事業計画及び収支見積書（保管基準を超えて保管している場合）を提出すること。 「不適正に大量に保管している使用済自動車等の処理計画」において、当該自動車の撤去について確認</p> </p>

事 項	記載要領及び注意事項等
申請者が法人の場合の添付書類	申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為を添付してください。 また、(当該法人の)登記簿謄本(履歴事項全部証明書)を添付してください。
申請者が個人の場合の添付書類	住民票の写しについては本籍地(外国人である場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものを提出してください。 なお、市区町村長が交付しているものが「住民票の写し」であることから、住民票担当の窓口で交付を受けたものをコピーせずにそのまま提出してください。 後見登記等に係る登記事項証明書は、許可の欠格事由(成年被後見人又は被保佐人であること)に該当しないことを証明するもので、その発行業務は東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局(本局:戸籍課)の窓口で行っています。なお、郵送での請求は東京法務局後見登録課のみで行っています。
役員に対する添付書類	住民票の写し(本籍地(外国人である場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)が記載されているもの)及び後見登記等に係る登記事項証明書を提出してください。
発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者に対する添付書類	申請者が法人である場合において、 ① 株式会社の場合は発行済株式総数の5%以上の株式を有する者 ② 有限会社等にあっては出資額の5%以上を出資している者 のすべての者について、その者が個人である場合には、住民票の写し(本籍地が記載されているもの)及び後見登記等に係る登記事項証明書を提出してください。 ①又は②のいずれかに該当するものが法人である場合は、該当するすべての法人について登記簿謄本(履歴事項全部証明書)を提出してください。
本支店の代表者や契約締結権限のある使用人がいる場合の添付書類	令5条に規定する使用人に該当するすべての者について、住民票の写し(本籍地が記載されているもの)及び後見登記等に係る登記事項証明書を提出してください。
申請者が未成年者の場合の添付書類	申請者が個人で、その営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合、その法定代理人であるすべての者について、住民票の写し(本籍地の記載があるもの)及び後見登記等に係る登記事項証明書を提出してください。 法定代理人が法人である場合は、定款又は寄附行為、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、役員の住民票の写し(本籍地の記載があるもの)及び法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)を添付すること。
申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書面	様式に定められた書面があります。

(5) 申請書の提出先等

ア 申請書の提出先

青森市 環境部 廃棄物対策課
〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号
青森市役所 駅前庁舎 3階 TEL 017-718-1086

※ 受付は予約制となっておりますので、あらかじめ電話でご予約のうえ、ご来庁ください。

※ 青森市以外の県内においても事業を行う場合は、別途、県の各環境管理部又は八戸市への申請が必要となります。

申請者の住所又は所在地（法人の場合は商業登記簿上の本店所在地）が青森県内（青森市及び八戸市を除く。）にある場合は、住所又は所在地がある区域を管轄する各環境管理部へ、住所又は所在地が青森県外の場合は、東青地域県民局環境管理部に申請書を提出してください。

（青森市及び八戸市を除く青森県内に事業所がある場合のお問い合わせ先）

環境管理部名称等	管轄区域
東青地域県民局 環境管理部 〒038-0031 青森市大字三内字丸山 198-4 青森県運転免許センター2F TEL 017-763-5292 FAX 017-763-5782	東津軽郡、上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）
中南地域県民局 環境管理部 〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 県弘前合同庁舎1F TEL 0172-31-1900 FAX 0172-38-5318	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡
三八地域県民局 環境管理部 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 県八戸合同庁舎2F TEL 0178-27-5111(代) FAX 0178-27-1922	十和田市、三沢市、上北郡（七戸町、おいらせ町、六戸町、東北町）、三戸郡
下北地域県民局 環境管理部 〒035-0073 むつ市中央 1-1-8 県むつ合同庁舎新館1F TEL 0175-33-1900 FAX 0175-23-1853	むつ市、下北郡

（八戸市に事業所がある場合のお問い合わせ先）

八戸市 市民環境部 環境保全課
〒031-8686 八戸市内丸1-1-1 八戸市庁別館6F
TEL 0178-51-6195 FAX 0178-47-0722

イ 申請書の提出部数

申請者は、申請書の提出用1部（正本、副本）及び保管用1部（副本）を作成してください。
また、申請書はファイルに綴って提出してください。

ウ 許可申請手数料

手数料は申請書提出後、市が発行する納入通知書により、青森市指定金融機関等へ納入してください。市が納入を確認したあとで受理します。

区分	手数料の額
破碎業の新規許可	84, 000円
破碎業の更新許可	77, 000円
破碎業の事業範囲変更許可	67, 000円

第3 変更届・廃止届

1 変更届出書の提出

申請書記載事項が変更となる場合には、その日から30日以内に所定の様式に関係の添付書類を添えて変更届出書（規則様式第十一）を提出することとされています。

【変更届が必要な事項】

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい）、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- ④ 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人の場合は、その名称及び住所、その代表者の氏名、役員の氏名及び住所）
- ⑤ 事業の用に供する施設の概要
- ⑥ 標準作業書の記載事項
- ⑦ 他に解体業若しくは破碎業又は産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る許可番号
- ⑧ 破碎業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破碎残さの積替え又は保管を行っている場合には、当該場所の所在地、面積、保管量の上限
- ⑨ 施設について、廃棄物処理法の廃棄物処理施設の許可を受けている場合には、その許可番号及び年月日
- ⑩ 破碎業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の5パーセント以上の株式を有する株主又は出資の額の5パーセント以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所
- ⑪ 破碎業許可申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

〈政令で定める使用人〉

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- ・本店又は支店（商人以外の者にあっては主たる事務所又は従たる事務所）
- ・継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破碎業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

2 変更届出書の添付書類

変更届出書には、申請者が法第62条第1項第2号イから又までのいずれにも該当しないことを誓約する書面（破様式1）に、変更事項の区分毎に次の書類を添付してください。

したがって、前記⑥及び⑦の項目に係る変更については、変更届出書のみの提出となります。

変更事項	添付書類	備考
氏名又は名称	個人 住民票の写し、(本籍地が記載されているもの) 及び後見登記等に係る登記事項証明書	
	法人 定款又は寄附行為及び登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	
事業所の名称及び所在地	当該変更に係る事業所に関する ・破碎業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計積算書並びに当該施設の付近の見取図 ・破碎業許可申請者が当該施設の所有権を有すること（破碎業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書面	
役員の氏名及び住所	当該役員の住民票の写し、(本籍地が記載されているもの)、後見登記等に係る登記事項証明書及び当該法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	
政令で定める使用人の氏名及び住所	当該使用人の住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書	
未成年者の法定代理人の氏名及び住所	当該法定代理人の住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書 法定代理人が法人である場合は、定款又は寄附行為、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、変更に係る役員の住民票の写し、後見登記等に係る登記事項証明書	
破碎業に供する施設	・破碎業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計積算書並びに当該施設の付近の見取図 ・破碎業許可申請者が当該施設の所有権を有すること（解体業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書面	
発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び住所	・当該変更に係る者のなした出資の額を記載した書類 ・当該変更に係る者が個人である場合は住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び後見登記等に係る登記事項証明書 ・当該変更に係る者が法人である場合には登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	

3 廃業届

次のいずれかの理由により破碎業を廃止した場合には、その日から30日以内に廃止届出書（市規則様式第40号）提出してください。

また、廃止届出書には、許可指令書及び許可証を添付してください。

廃業等の区分	廃業等の届出を行う者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
許可に係る破碎業を廃止した場合	破碎業者であった個人又は破碎業者であった法人を代表する役員

4 届出書の提出先等

（1）届出書の提出先

**青森市 環境部 廃棄物対策課
〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号
青森市役所 駅前庁舎 3階 TEL 017-718-1086**

※ 青森市以外の県内においても事業を行い、申請書記載事項の変更や業を廃止した場合においては、別途、県の各環境管理部又は八戸市へも届出が必要となります。

届出者の住所又は所在地（法人の場合は商業登記簿上の本店所在地）が青森県内（青森市及び八戸市を除く。）にある場合は、住所又は所在地がある区域を管轄する各環境管理部へ、住所又は所在地が青森県外の場合は、東青地域県民局環境管理部に届出書を提出してください。

（各環境管理部及び八戸市の問い合わせ先是P31）

（2）届出書の提出部数

届出者は、届出書の提出用2部（正本、副本）及び保管用1部（副本）を作成してください。

申請書等の記入例

(1) 破碎業者許可申請書の記入例

則様式第八(第六十条関係)		新規は、未記入。 更新の場合に、記入すること。												
青森市長 様 該当しない方を消す。		許可 許可の更新 申請書 ※許可番号 ※許可年月日 年 月 日												
<p style="text-align: center;">(郵便番号) 000-0000 住 所 ○○県○○市○○町○-○-○ 氏 名 ○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 生年月日 昭和○○年○○月○○日 電話番号 000-000-0000</p> <p style="text-align: center;">住所は省略せず記載すること。</p> <p>使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破碎業の許可(許可の更新)を申請します。</p>														
<table border="1"> <tr> <td>事業の範囲</td> <td>破碎処理 破碎前処理</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業所の名称及び所在地</td> </tr> <tr> <td>名 称</td> <td>○○株式会社○○センター○○支店</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>〒000-0000 青森県青森市○○ 0-0-0 TEL 000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>名 称</td> <td>○○株式会社○○センター△△支店</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>〒000-0000 青森県青森市△△ 0-0-0 TEL 000-000-0000</td> </tr> </table>		事業の範囲	破碎処理 破碎前処理	事業所の名称及び所在地		名 称	○○株式会社○○センター○○支店	所在地	〒000-0000 青森県青森市○○ 0-0-0 TEL 000-000-0000	名 称	○○株式会社○○センター△△支店	所在地	〒000-0000 青森県青森市△△ 0-0-0 TEL 000-000-0000	事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記入すること。
事業の範囲	破碎処理 破碎前処理													
事業所の名称及び所在地														
名 称	○○株式会社○○センター○○支店													
所在地	〒000-0000 青森県青森市○○ 0-0-0 TEL 000-000-0000													
名 称	○○株式会社○○センター△△支店													
所在地	〒000-0000 青森県青森市△△ 0-0-0 TEL 000-000-0000													
事業の用に供する施設の概要		<p>1. ○○支店</p> <p>破碎施設①シレッダーマソ○○型 (能力 0000 t/日) 1基 破碎施設②シレッダーマソ△△型 (能力 00000 t/日) 1基 せん断施設 ソルено型 (能力 0000 t/日) 1基 圧縮施設オフレス○○型 (能力 0000 t/日) 2基 保管施設①(廃車ガラ・フレス) 面積 00000m² コンクリート打設 保管施設②(ASR) 面積 00000m² 屋根・囲い有 運搬車両 (平ボディ 2、キャリアー 2)</p> <p>2. △△支店</p> <p>破碎施設シレッダーマソ○○型 (能力 0000 t/日) 1基 せん断施設 ソルено型 (能力 0000 t/日) 1基 圧縮施設オフレス○○型 (能力 0000 t/日) 1基 保管施設①(廃車ガラ・フレス) 面積 00000m² コンクリート打設 保管施設②(ASR) 面積 00000m² 屋根・囲い有 運搬車両 (平ボディ 2、キャリアー 2) プレカ- 2 油水分離装置 0000m³ 2基</p>												

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 種
	役職名	住 所
ふりがな 〇〇 〇〇	〇年〇月〇日 〇支店長	〇〇県△△市〇〇町〇-〇-〇 〇〇県△△市〇〇町〇-〇-〇
ふりがな 〇〇 〇〇	〇年〇月〇日 〇センター場長	〇〇県△△市〇〇町〇-〇-〇 〇〇県△△市〇〇町〇-〇-〇
ふりがな 〇〇 〇〇	〇年〇月〇日 △センター場長	〇〇県△△市〇〇町〇-〇-〇 〇〇県△△市〇〇町〇-〇-〇

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 種
		住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 種	保有する株式の数 又は出資の金額
		住 所	
ふりがな 〇〇 〇〇	〇年〇月〇日	〇〇県△△市〇〇町〇-〇-〇	五千株
		〇〇県△△市〇〇町〇-〇-〇	
ふりがな 〇〇 〇〇	〇年〇月〇日	〇〇県△△市〇〇町〇-〇-〇	四千株
		〇〇県△△市〇〇町〇-〇-〇	
ふりがな 株式会社〇〇〇〇		〇〇県△△市〇〇町〇-〇-〇	二千株

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	保管場所の範囲を明確にし、保管基準を遵守して保管する。 解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
解体自動車の破碎前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破碎前処理の方法	生活環境の保全上支障がないよう留意し適切に破碎前処理を行う。 解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、解体自動車の破碎の方法	生活環境の保全上支障がないよう留意し適切に破碎処理を行う。 解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	油水分離装置の清掃を定期的に実施し、適切に管理する。
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの保管の方法	保管基準に従い、飛散、流出が起こらないように適切に保管する。 ASR以外の残さ（SR）の混入がないよう区分して保管する。
解体自動車の運搬の方法	自社の運搬車両で処分基準に従い運搬する。
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの運搬の方法	ASR以外の異物の混入及びASRの飛散・流出がないよう運搬する。
破碎業の用に供する施設の保守点検の方法	定期的に点検を実施し、油漏れ等がないことを確認する。
火災予防上の措置	燃料を取り扱う場所では火気厳禁とする。 消火器を配置する。
(備考)	

(2) 誓約書の記入例

破様式第1

破砕業者許可誓約書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者（注1）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

□ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注2）若しくはこれらの法令に基づく处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 法第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからへまでのいすれかに該当するもの

チ 法人でその役員又は政令で定める使用人（注3）のうちにイからへまでのいすれかに該当する者のあるもの

リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ 個人で政令で定める使用人（注3）のうちにイからへまでのいすれかに該当する者のあるもの

注1） 主務省令で定める者は、精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

注2） その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をいう。

注3） 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

（1）本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は從たる事務所）

（2）継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記のいすれにも該当しない者であることを誓約します。

申請書に記載されているものと
同一であること。

年　月　日

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

規則様式第八（第六十条関係）

破碎業者 許可
許可の更新 申請書

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

青森市長 様

(郵便番号)

住 所
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

生年月日
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破碎業の許可（許可の更新）を申請します。

事業の範囲	
事業所の名称及び所在地	
名 称	
所在 地	
名 称	
所在 地	
事業の用に供する施設の概要	

当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号		
他に解体業又は破碎業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
破碎業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破碎残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
		住 所
役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名	住 所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名	住 所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
		住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名称		
(ふりがな) 代表者 の氏名		
住所	(郵便番号) 電話番号	

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	保有する株式の数 又は出資の金額
		住 所	

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
-------------	--

解体自動車の破碎前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破碎前処理の方法	
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、解体自動車の破碎の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの運搬の方法	
破碎業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	

△手数料欄

- 備考 1 △印の欄は、記入しないこと。
- 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格 A4とすること。

破碎業許可誓約書

申請者が法第62条第1項第2号イから又までに該当しない旨を記載した書類

法第62条第1項第2号 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者(注1)又は
 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注2)若しくはこれらの法令に基づく处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 法第66条(第72条において読み替えて準用する場合を含む。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの处分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからヘまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人(注3)のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの
リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
ヌ 個人で政令で定める使用人(注3)のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの
- 注1) 主務省令で定める者は、精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
- 注2) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をいう。
- 注3) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの
(1) 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は從たる事務所)
(2) 繼続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破碎業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

年　月　日

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを誓約します。

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

破様式第2

事業計画書及び収支見積書（様式1）

年 月 日現在作成

1-1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

--	--	--	--	--	--

(フロー概略図を添付)

業務時間	:	～	:	従業員数	人
				休業日	

1-2. 解体自動車等の受入実績及び計画

年 度	___年度実績 (3年前)	___年度実績 (2年前)	___年度実績 (1年前)	許可取得後の 年 間 計 画
引 取 台 数	台	台	台	台
主な引取先				

1-3. 破碎実績

年 度	___年度実績 (3年前)	___年度実績 (2年前)	___年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼動日数	日	日	日
平均処理実績	台／日	台／日	台／日

1-4. 破碎等能力

1日当処理能力	稼動予定日数	年間処理能力
台／日	日	台

1 - 5. 保管の状況

解体自動車		A	S	R
保管量の上限	台(冊)	保管量の上限		m
現在保管量	台(冊)	現在保管量		m

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）に記入すること

1 - 6. 年間収支見積書

年　月　日現在作成

項目		前年度(年) (決算月(月))	今年度の見込み (決算月(月))		
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高(全体)	ア(総売上収入)				
売上原価	イ(解体自動車等購入費)				
その他経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オニアーアイーウ				
営業外損益	カ(主に支払利息(注))				
経常利益	キニオ十カ				
解体自動車等年間引取台数					
解体自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額(年度末残高)(千円)		

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること

事業計画書及び収支見積書（様式2）
(保管基準を超えて保管している場合に作成する必要あり)

年　月　日現在作成

2 - 1. 不適正に大量に保管している解体自動車等の処理計画

保管量の上限を超過している廃棄物の種類 (すべて記載)（注）	
保管量の上限を超過している廃棄物の搬出の方法	
搬出先の住所及び名称	
搬出先での処理方法	
年間搬出量（種類別）	
過去1年間の年間実績 (種類別)	
改善完了予定年月日	年　月　日
改善に係る予定費用	搬出費用　　円 処分費用　　円 販売費用　　円　　計　　円
改善に係る資金の調達先	

（注）解体自動車、自動車破碎残さ以外の廃棄物がある場合には、その保管量も記入すること。

2-2. 詳細収支見積書

I 総括表

	単位	
自動車破碎業による利益（Ⅱ表ア）	千円	
保管ASRに係る処分費用（Ⅱ表イ）	千円	
差引	千円	
差引がマイナスの場合の対応		
（上記が借入金の場合の借入金先）		

II 収益の計算書

	単位	
有用部品・有用金属売却益（1台当平均） A	円	
解体自動車等処分料収入（1台当平均） B	円	
販売費及び一般管理費（1台当平均） C	円	
新規引取解体自動車年間処理台数 D	台	
新規引取解体自動車当利益 E=(A-B-C)*D	千円	
保管解体自動車年間処理台数 F	台	
保管解体自動車等利益 G=(A-C)*F	千円	
自動車破碎業による利益 ア H=E+G	千円	
保管ASRに係る処分費用 イ I	台	

III 単価（1台当平均）の算出方法

有用部品・有用金属売却益→ⅡのAへ	
解体自動車等処分料収入→ⅡのBへ（注）	
販売費及び一般管理費→ⅡのCへ	

（注）1. 処分料を徴収して引取ることを想定しているが、解体自動車を買い取っている場合はマイナスで計上する。

2. 過去直近3年の決算書（個人の場合は所得税納税申告書及び納税証明書）を添付する。

2-2 詳細収支見積書（続き）

項目	直近期の実績 (千円)	備考
収入	有用物売却収入	※主な内訳下記のとおり
	1	前年販売単価()
	2	前年販売単価()
	3	前年販売単価()
	4	前年販売単価()
	5	前年販売単価()
	廃棄物収集運搬手数料	前年輸送台数()台
	破碎等処分手数料	前年受託実績()台・t
	ASR引渡料金	前年引渡実績()t
支出	廃棄物処分委託料(計)	※主な内訳下記のとおり
	ASR	委託単価()
	解体自動車	委託単価()

- (注) 1. 決算書等の内容と実際の収入・支出の項目の対比について記入すること。
 2. 直近年について作成すること。
 3. 解体自動車を解体業者等から処分委託手数料等を徴収して引き取っている場合は収入欄に、
 解体自動車を買い取っている場合は支出欄に記入すること。

2 - 3. 資産に関する調書

年 月 日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車輌			
その他			
資 产 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

(注) 前年度の決算書（貸借対照表を含む。）を添付する場合は、作成不要

規則様式第十（第六十三条関係）

破碎業者の事業の範囲の変更許可申請書

年　月　日

青森市長　　様

(郵便番号)

住　所
氏　名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定により、必要な書類を添えて破碎業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　　号		
変更の内容			
変更の理由			
変更に係る破碎業の用に供する施設の概要			
当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　　号		
破碎業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破碎残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限			
申請者（個人である場合）			
（ふりがな） 氏　名	生年月日	本　籍	
		住　所	
役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかかる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）			
（ふりがな） 氏　名	生年月日	本　籍	
	役職名	住　所	

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名	住 所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
		住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名称		
(ふりがな) 代表者 の氏名		
住所	(郵便番号) 電話番号	

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	保有する株式の数 又は出資の金額
		住 所	

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破碎前処理を行う場合に あっては、解体自動車の破碎前処理の	

方法	
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、解体自動車の破碎の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの運搬の方法	
破碎業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考 1 △印の欄は、記入しないこと。
- 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第十一（第六十四条関係）

破碎業変更届出書

年　月　日

青森市長

様

(郵便番号)

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年　月　日付け第　　号で許可を受けた以下の事項
について変更したいので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第71条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

廃止届出書

年月日

青森市長様

(郵便番号)

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年月日付け第号で許可を受けた登録業を廃止したので、使用済自動

車の再資源化等に関する法律 第48条第1項(第59条において準用する場合を含む)の規定により、
第64条第1項(第72条において準用する場合を含む)

次のとおり届け出ます。

登録又は許可を受けていたもの	住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
廃止の理由 (該当するものに○を付すこと。)	1 死亡 2 法人が合併により消滅 3 法人が破産手続開始の決定により解散 4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散 5 登録又は許可に係る業の廃止

(注) 登録通知書又は許可証を添付すること